(3)　日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(4)　国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成三二年度まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(5)　鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(6)　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(7)　鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(8)　鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(9)　放送法に規定する基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が取得した基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備のうち、ラジオ放送による災害時における放送の確実な実施に著しく資する一定のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(10)　国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に特定研究開発事業の実施主体として定められた者が、当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域内において当該認定区域計画に定められた特定研究開発事業の実施に関する計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(11)　都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(12)　農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、その存続期間が一〇年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(13)　新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の六関係）

(14)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の七関係）

(15)　耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(16)　高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(17)　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(18)　耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(19)　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九の二関係）

(二)　次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。

(1)　公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

イ　水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては二分の一）（改正前三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては三分の一）を乗じて得た額とすることとした。

ロ　土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設を適用対象から除外することとした。

ハ　石綿が含まれている一定の産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設について、課税標準をその価格の二分の一（改正前三分の一）の額とすることとした。

(2)　特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては四分の三）（改正前三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては三分の二）を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3)　成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その適用期限を平成三一年度分まで延長することとした。（附則第一五条関係）

イ　課税標準をその価格の一〇分の九（改正前八分の七）の額とすることとした。

ロ　都市計画税に係る課税標準の特例措置を廃止することとした。